

果樹産地再生支援資金融通措置要綱

平成23年12月22日制定

第1 目的

この要綱は、平成22年12月以降の豪雪（以下「平成22年度豪雪」という。）により果樹施設及び樹体等に大きな被害が発生したことから、農家が今後も果樹栽培を継続し、将来にわたって産地を維持・発展させていくための長期かつ低利な資金の融通を円滑にするため、県が市町村の協力を得て融資機関に対する利子補給等の措置を講ずることとし、もって効率的かつ安定的な農業経営の育成に資することを目的とする。

第2 資金の内容

本資金の内容及び貸付条件等は次のとおりとする。

1 貸付対象者

次のいずれかに該当する果樹を栽培する農業者、法人及び任意組織（以下「農業者等」という。）

(1) 平成22年度豪雪被害農業者等

(2) 規模拡大又は新規参入農業者（但し、豪雪被害を受けた樹園地により規模拡大又は新規参入する場合に限る。）

なお、2の(5)に掲げる償還円滑化資金については、1の(1)若しくは(2)に加え、次の2条件を満たすこと。

ア 果樹主業農家（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、市町村から果樹を主とした営農類型の農業経営改善計画の承認を受けた者）であり、融資機関による債務者区分が正常先であること。

イ 規模拡大又は改植といった前向きな取り組みを行うこと。

2 資金の種類

本資金の種類は次のとおりとする。

なお、資金の種類ごとの具体的な内容等は別表のとおりとする。

(1) 樹園地復旧資金

補・改植又は樹体及び果樹棚等果樹関連施設の修復に必要な資金並びに復旧を目的として借り入れた既往債務の切り替え資金。

(2) 果樹育成資金

補・改植した樹木が成熟するまでの期間（未収益期間）の当該樹木の育成に必要な資金。

(3) 減収補てん資金

豪雪被害及び補・改植による減収に伴い不足となる農業経営に必要な資金。

(4) その他果樹産地の振興に必要な資金

樹園地の集積、規模拡大、新規参入、経営する樹園地の一部の廃園及びその他果樹産地の振興に必要な資金。

(5) 償還円滑化資金

規模拡大等前向きな取り組みを行う果樹主業農家が既借入金（別表に掲げる営農負債に限る）の償還条件の変更により金利負担等の軽減を図るための切り替え資金。

3 貸付利率等

(1) 貸付利率

0.50%（2の(1)から(4)までの資金）

1.00%（2の(5)の資金）

(2) 利子補給方式

融資機関の資金を貸付原資とし、市町村を通じて利子補給を行う。

(3) 利子補給率等

基準金利及び利子補給率は次のとおりとする。

なお、貸付利率は固定とするが、新規貸付に係る基準金利と利子補給率は毎年見直すものとする。

（平成24年1月1日～12月31日貸付実行分）

| 区分 | 貸付利率 | 基準金利 | 利子補給率 | | | 融資機関 (1/4) |
|-----------|-------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| | | | 県 (1/2) | 市町村 (1/4) | 計 (3/4) | |
| 2の(1)～(4) | 0.50% | 2.70% | 1.100% | 0.550% | 1.650% | 0.550% |
| 2の(5) | 1.00% | 2.70% | 0.850% | 0.425% | 1.275% | 0.425% |

（平成25年1月1日～12月31日貸付実行分）

| 区分 | 貸付利率 | 基準金利 | 利子補給率 | | | 融資機関 (1/4) |
|-----------|-------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| | | | 県 (1/2) | 市町村 (1/4) | 計 (3/4) | |
| 2の(1)～(4) | 0.50% | 2.50% | 1.000% | 0.500% | 1.500% | 0.500% |
| 2の(5) | 1.00% | 2.50% | 0.750% | 0.375% | 1.125% | 0.375% |

(平成26年1月1日～12月31日貸付実行分)

| 区分 | 貸付利率 | 基準金利 | 利子補給率 | | | 融資機関 (1/4) |
|-----------|-------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| | | | 県 (1/2) | 市町村 (1/4) | 計 (3/4) | |
| 2の(1)～(4) | 0.50% | 2.40% | 0.950% | 0.475% | 1.425% | 0.475% |

(平成27年1月1日～12月31日貸付実行分)

| 区分 | 貸付利率 | 基準金利 | 利子補給率 | | | 融資機関 (1/4) |
|-----------|-------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| | | | 県 (1/2) | 市町村 (1/4) | 計 (3/4) | |
| 2の(1)～(4) | 0.50% | 2.20% | 0.850% | 0.425% | 1.275% | 0.425% |

(平成28年1月1日～12月31日貸付実行分)

| 区分 | 貸付利率 | 基準金利 | 利子補給率 | | | 融資機関 (1/4) |
|-----------|-------|-------|------------|--------------|------------|---------------|
| | | | 県 (1/2) | 市町村 (1/4) | 計 (3/4) | |
| 2の(1)～(4) | 0.50% | 2.00% | 0.750% | 0.375% | 1.125% | 0.375% |

4 貸付限度額

- (1) 個人は1, 800万円、法人及び任意組織は3, 600万円とするが、経営規模等特に勘案すべき事情があり、地域振興局長と協議を経た場合はこの限りではない。
- (2) 2の(3)の減収補てん資金の貸付限度額は、(1)の規定にかかわらず、果樹粗収益の平成22年(又は平年)と直近年の差とする。

なお、2の(1)、(2)及び(4)については、個別の貸付限度額は設定しないものの、適正な借入金額の一助とするため、別表のとおり個別に上限目安額を設定する。

5 貸付実行期間

- (1) 2の(1)から(4)の資金については、平成24年1月1日から平成28年12月31日までの5カ年とする。
- (2) 2の(5)の資金については、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの2カ年とする。

6 償還期限及び償還方法

- (1) 償還期限は15年以内とし、うち据置期間は5年以内とする。
- (2) 償還方法は元金均等年賦償還で千円単位とし、償還額に千円未満の端数が生じる場合は、第1回目の償還額に加えるものとする。

(3) 約定償還日は毎年11月30日とする。

第3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- 1 県内に主たる事務所を置く農業協同組合で農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号に掲げる事業を行うもの
- 2 県内に本支店を有する銀行
- 3 県内に本支店を有する信用金庫、信用組合

第4 債務保証

融資機関は本資金の融資に当たり、秋田県農業信用基金協会に対し、当該資金に係る債務の保証を求めることができるものとする。

第5 借入手続き及び利子補給申請等

- 1 本資金を借り受けようとする農業者等は、次の書類を融資機関に提出するものとする。但し、(4)は第2の2の(5)の資金を申し込む場合のみ提出するものとする。
 - (1) 借入申込書(様式第1号)
 - (2) 減収額計算表(様式第1号の別紙ア)
 - (3) 資金使途(様式第1号の別紙イ)
 - (4) 償還円滑化計画(様式第1号の別紙ウ)
- 2 1の申込書を受理した融資機関は、貸付要件への適合性、借入申込者の償還能力等を審査し、融資が適切であると判断した場合は、一定期間を設けて取りまとめ、市町村長に対し、利子補給承認申請書(様式第2号)に利子補給申請一覧表(様式第3号)及び1の(1)から(4)の写しを添付して提出するものとする。
- 3 2の申請書を受理した市町村長は、次により処理する。
 - (1) 第2の4の(1)の協議が不要で、かつ、第2の2の(5)の資金を含まない場合
申請内容が適当と認めたときは利子補給承認書(様式第4号)に利子補給承認一覧表(様式第3号)を添付して融資機関に交付するとともに、利子補給承認報告書(様式第5号)に利子補給承認一覧表(様式第3号)を添付して地域振興局農林部農業振興普及課に2部提出するものとする。なお、地域振興局農林部農業振興普及課はそのうち1部を農業経済課に提出するものとする。
 - (2) 申請内容に第2の4の(1)の協議を含む場合
地域振興局長に融資限度額に係る協議書(様式第6号)による協議を経た上で、(1)に準じた手続きを行うものとする。
 - (3) 申請内容に、第2の2の(5)の資金を含む場合

償還円滑化計画（様式第1号の別紙ウ）について、特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づくもの）に諮った上で、(1)に準じた手続きを行うものとする。

4 融資機関は3の(1)の利子補給承認書を受領したときは、借用証書を徴し貸付実行することとし、貸付実行後は速やかに貸付実行報告書(様式第7号)を3部市町村長に提出する。

5 4の貸付実行報告書(様式第7号)を受領した市町村長は、遅滞なく同報告書を地域振興局農林部農業振興普及課に2部提出するものとする。

なお、地域振興局農林部農業振興普及課はそのうち1部を農業経済課に提出するものとする。

6 融資機関は、本資金を貸し付けた農業者等に対し、融資年度の営農終了後に、資金活用実績報告書(様式第8号)の提出を求め、融資資金が、借入申込時に受領した主たる資金使途(様式第1号の別紙イ)に従って活用されていることを確認するものとする。

7 融資機関は、この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき、又は6により提出のあった資金活用実績報告書(様式第8号)に借入金の余剰及び本要綱に定めた使途と異なる支出があった場合は、速やかに当該金額を繰上償還させるものとする。

第6 利子補給契約

本資金の利子補給は、市町村と融資機関が締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

第7 県の利子補給費補助金

1 補助対象経費

県の利子補給費補助金の対象となる経費は、融資機関が貸し付けた果樹産地再生支援資金について市町村が行った利子補給（利子補給率が第2の3の(3)に定める市町村利子補給率(市町村負担)以上のものに限る。）に要した経費とする。

2 県の利子補給費補助金の額

利子補給費補助金の額は、市町村の利子補給に要する経費の3分の2に相当する額又は当該資金の毎年1月1日(貸付実行日の属する年にあつては貸付実行日)から

12月31日までの期間における毎日の融資残高（延滞元金を除く）の総和を365日で除して得た融資平均残高に、第2の3の(3)に定める利子補給率（県負担）を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

3 利子補給費補助金の交付申請及び請求等

(1) 利子補給費補助金の交付を受けようとする市町村長は、秋田県農林水産部農業経済課関係補助金等交付要綱に基づく補助金交付申請書に利子補給金計算書（様式第9号）及び利子補給金計算明細書（様式第10号）を添付して毎年2月10日までに地域振興局農林部農業振興普及課に2部提出するものとする。

なお、地域振興局農林部農業振興普及課はそのうち1部を農業経済課に提出するものとする。

(2) 農業経済課は(1)の申請書を受理したときは、これを審査の上、適当であると認めた場合は、補助金交付決定通知書を当該市町村長に交付するものとする。

(3) 補助金交付決定を受けた市町村長は、遅滞なく請求書を農業経済課に提出するものとする。

(4) 農業経済課は(3)の規定による請求があった場合は、利子補給費補助金を支払うものとする。

第8 利子補給費補助金の打切り等

知事は次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は当該市町村長及び融資機関の長に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

1 この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき。

2 この要綱に基づく資金の貸付けを受けた者（以下「借入者」という。）が借入金を目的以外に使用したとき。

3 融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱に違反したとき。

第9 損失補償

第2の2の(5)の資金の借入者が、当該資金に係る借入金の返済が不能になったことにより、秋田県農業信用基金協会がこれを代位弁済し、かつ、その代位弁済が独立行政法人農林漁業信用基金の保険金の支払いの対象とならない場合は、当該代位弁済額のうち元本及び利息の合計額の70%に相当する額を県が損失補償するものとする。

第10 報告の徴収等

市町村長及び融資機関の長並びに借入者は、知事がこの資金の貸付けに関し報告を求めた場合、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第11 償還円滑化資金借入者に対する指導等

第2の2の(5)の資金の借入者に対して、次のとおり指導等を行う。

- 1 地域振興局農林部農業振興普及課は、融資機関、市町村等関係機関で構成する指導班を編制し、適切に指導を行うものとする。
- 2 借入者は、借入年の翌年から5年間、5月末日までに経営状況報告書（様式第11号）を融資機関に提出するものとする。融資機関は当該報告を市町村及び地域振興局農業振興普及課に報告するものとし、必要がある場合は、指導班に借入者に対する指導等を求めるものとする。

第12 利子補給の嵩上げ

市町村、融資機関等は独自に更なる利子補給を行い、貸付利率を引き下げることができるとする。ただし、この場合でも県の負担は第2の3の(3)に記載する割合とする。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。